

「宇土市網田焼の里資料館」における指定管理候補者の選定結果について

宇土市では、「宇土市網田焼の里資料館条例」第8条の規定に基づき、「宇土市網田焼の里資料館」の指定管理者について、宇土市指定管理者選定委員会での審査を経て、「宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条の指定管理候補者の選定の特例により、指定管理候補者を選定しましたので、その選定結果を公表します。

なお、指定管理者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に、指定を行うこととなります。

1 施設の名称

宇土市網田焼の里資料館

2 指定管理候補者

網田の魅力発見隊

隊長 宮川 隆

宇土市上網田町785-1

3 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

4 宇土市指定管理者選定委員会

開催日：第1回 令和7年10月24日

委員：光井 正吾（副市長（委員長））

古川 隆雄（学識経験者）

梅田 健太郎（施設利用者等）

木下 洋介（施設利用者等）

前田 一孝（教育長）

池田 和臣（教育部長）

※「宇土市指定管理者選定委員会採点集計表」参照

5 選定に至った経緯、理由

審査基準表による採点は、委員1人当たりの持ち点が100点で、出席委員（6人）で600点が満点となるが、当委員会では、この採点において、全体の6割以上の点数、すなわち360点以上の合計点数が獲得できれば、指定管理者として適切であると判断している。

今回の審査による採点の結果、総合点が437点（委員1人平均72.8点）となり、特に、入館者増加のための地域、関係機関等との連携などが選定委員会で評価を得た。

この選定委員会の結果を踏まえ、「網田の魅力発見隊」を指定管理候補者として選定することとした。

宇土市指定管理者選定委員会採点集計表

施設名：網田焼の里資料館

選定基準（指定手続条例第3条）	評価項目	配点合計	網田の魅力発見隊
住民及び入館者の平等な利用を確保できるものか	1 住民及び入館者の平等な利用	60	45
施設の効用を最大限に発揮させるものか	1 入館者の増加	300	221
	2 サービスの向上		
	3 施設の維持管理		
管理の業務に係る経費の縮減が図られるものか 管理を安定して行うための財政的基礎を有しているか	1 経理的基盤	90	62
管理を安定して行うために必要な人員を有しているか	1 実施体制	90	63
その他、施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	1 文化振興及びまちづくりの拠点としての活性化	60	46
		600	437